

学校法人格バランス改革に関する主な論点に対する私学団体からの意見（概要：総論、理事・理事会、評議員・評議員会）

学校法人制度改革特別委員会
(第3回)
令和4年2月22日(火)

資料3

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
0. 総論						
0 - 1. 自立的な運営改善能力						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会・監事・評議員会の現在の役割を前提として、自立的な運営改善能力を高めるべき。 予測困難な時代にはゴールや手段が固定されているガバナンスは妥当ではなく、各学校法人のガイドラインやガバナンス・コード等によるソフトロードによって実現されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは現行私学法に定めるガバナンス機能の検証が必要。 ガバナンス体制の強化は、法规制によらず、ガバナンス・コードの策定・公表を通じて自律的かつ自主的な改善努力を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁の介入に頼ることなく、自律的な運営改善能力を高めることは極めて重要。 「法人内部の諸機関による監視・監督体制」の整備・強化も重要であるが、相互けん制が効き過ぎることにより、機動的な意思決定が阻害されないような配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 自律的な運営改善能力を高めることは重要であるが、現行法で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 自律的な運営改善能力を高めることは重要であるが、現行法で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。幼稚園のほとんどは小規模な法人であり、家族経営的である施設が多い実態に配慮が必要。 学校法人以外の設置者に対する学校法人化の支援や、所轄庁による非常時の監督の明確化も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁による介入は、私立学校の自主性との関係で最小限とすべき。 学校法人内部による監視・監督体制が機能するよう、各機関の役割の明確化や相互に監視・監督し得る体制の整備が重要。
0 - 2. 評議員会の合理的な監督権限						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会の現在の役割を基本としつつも、相互に牽制・監督し合う仕組みは必要。理事相互の監督機能や監事による監査機能が健全に発揮されない場合には評議員会の合理的な監督権限の段階的な行使を可能とすることが妥当。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法では評議員会が役員に対する意見陳述権や報告請求権があり、その仕組みで十分。理事会と評議員会の相互牽制・監視機能を十分に発揮すべき。 監事が評議員・評議員会の業務執行監査も併せて行うように法的手当が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「合理的な監督権限」や「段階的」の内容が明確ではないため賛否の判断は困難だが、「主な論点」で今回示された考え方は現実的。 理事会や監事において監視・監督の機能が健全に発揮できるような制度にすべきであり、評議員会に監督権限を与える場合には監事と共同で行使できるシステムにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会を意思決定・執行機関、評議員会を諮問機関とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が平時においては理事会監督機能は無く、非常時限定の監督機能であることを法令上明確にすることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。監事が機能せず不正が放置される非常時には評議員会が自浄能力を発揮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会を最高意思決定機関とし、評議員会を諮問機関とすることが前提。評議員会による理事会への監督権限については、監事によるチェック機能も活用しながら、評議員会の段階的な権限行使も検討することが必要。
1. 理事・理事会						
1 - 1. 理事長の選定・解職についての理事会の権限の法定化						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会で行われるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところとなっている現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の権限とすることに異論は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の選解任権を評議員会の権限とするよりは良いが、現行制度から変更する理由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な方法については寄附行為で定めることとするのであれば、理事会の権限とすることは問題無い。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
1 - 2. 評議員会の意見聴取事項など理事への委任禁止事項の法定化						
<ul style="list-style-type: none"> 各法人の寄附行為において明文化すべき。 内部統制システムの整備については法令ではなく、ガバナンスコード等のソフトローに基づいて各法人が継続的に点検し、その結果を公表すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところとなっている現行が適切。寄附行為で明文化することが原則とし、詳細はガバナンス・コードで規定して結果を公表することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合のみ寄附行為に記載することでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会専属の事務局が必要であり、施設費・人件費が工面できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。文科省から示している寄附行為作成例においてもすでにそのように示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の意見聴取事項などは法人運営において重要な事項であり、理事会で決定すべき事項であるため、理事への委任を禁止しても問題無い。
1 - 3. 理事の選解任に関する選任機関の責務の明確化						
<ul style="list-style-type: none"> 理事の選解任機関は寄附行為で定められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めにより選任機関を明確化することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正の必要性は感じないが、理事の兼職が禁止された場合には、選任機関に理事会を参考させが必要。 理事の解任は現行で問題無いが、評議員会選出理事に解任権を限定することもあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会を理事の選任機関とするのであれば、候補者探しや事務作業が必要となるが、そのための事務局組織を設けることは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの設立経緯から形成された選任方法が維持されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な運営の観点から、理事の選任方法についてはある程度各学校法人に委ねられるべき。 新たな機関の設置を求める場合は小規模法人における負担を懸念。
1 - 4. 理事の解任事由や解任の請求権等						
<ul style="list-style-type: none"> 解任の可否は法令違反や著しい職務義務違反の有無で判断されるべき。 理事の解任はまずは理事会において検討されるべきであるが、評議員会からの解任請求を可能とし、解任の検討に際しても監事による意見陳述の機会が設定されることが望ましい。 理事の法令違反等があり、解任請求後一定期間内に選任機関による解任がなされない場合は、評議員会による解任ができるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めにより解任事由を定めることが適切。理事会で解任されない場合には監事がその職責を果たすべき。理事会・監事の機能が発揮されない場合に限り、評議員会が選任機関に解任を請求することに異論はない。 解任事由は法令や寄附行為違反等とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会に理事解任の権限を与えることは反対だが、理事会に対して解任動議を行うことは必要。 選任機関の場合は理事会への解任請求権を与えることは必要だが、議決による理事解任権を行使できるのは評議員会選出理事のみに限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反等の解任事由がない場合など、むやみに解任や解任請求がなされないようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常に限定することが必要。評議員会が役員の解任を請求することもあり得るが、解任事由は法令違反や寄附行為で定めるものとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の解任事由は、園児募集などの短期的な数値で判断されるべきではなく、法令違反や職務義務違反について客観的に判断すべき。 非常時には監事の報告も踏まえ、評議員会が解任事由の客観的な判断によって自浄作用を發揮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 解任事由は明確な法令違反や職務義務違反等があった場合に限定されるべき。 解任事由が認められる場合は、業務執行を監査する立場の監事に解任の勧告権や意見陳述権を与えることが適切。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
1 – 6. 評議員理事の扱い						
・理事会と評議員会の現行の役割を前提として、相互牽制機能強化の観点から兼職は不可とすべき。	・現行の私学法で定められており、解消する必要はない。	・現行が適切。兼職を解消した場合、一部理事の意見に偏った機関となることを懸念。	・理事会における相互監視に重要な役割を果たしているため、現行が適切。	・評議員から理事を選出する現行制度は、理事会と評議員会の信頼関係を構築する観点から合理的。	・評議員と理事の兼任は解消すべき。ただし、小規模な法人にとって新たな評議員を確保する過度な負担が生じないよう評議員の定数などについて配慮が必要。	・評議員会の監督権限の強化の観点からは兼職を解消すべきであるが、評議員と理事が兼職することで評議員会における議論の充実につながっていることにも留意すべき。
2. 評議員・評議員会						
2 – 1. 理事の選解任等についての評議員会の決議事項化						
・理事の選解任、選任機関への理事の解職請求、及び寄附行為に定める事項を評議員会の決議事項にすることは賛成。	・評議員会が諮問機関であることを前提に、諮問事項として役員の選解任事項を付加することで十分。	・決議事項とした場合、評議員が善管注意義務と損害賠償責任を負うこととなるが、理事を兼任しない評議員にその責任を果たすことができるか、また、適任者を確保できるか疑問。 ・評議員会に独立性を持たせるなど段階的な方策を検討すべき。	・私立中学校・高等学校は地域の評価の上に成り立っている。評議員会の決議や承認等の義務づけは屋上屋であり、必要ない。	・理事の選解任権を評議員会に与えることは反対。非常時ににおける理事の解任請求権に限定するのであれば許容。 ・監事・会計検査人の選解任についての評議員会の権能は承認権とすべき。	・賛成。意見聴取事項は一律に議決事項とせず、引き続き寄附行為に委ねるべき。	・評議員会は諮問機関であり、対象を限定した監督権能以外は寄附行為に定める諮問事項に対する意見具申にすべき。特に、小規模法人では評議員会に権限をもたせても実行性があるか懸念。
2 – 2. 大臣所轄学校法人等の評議員会における追加的な決議事項化						
・方向性は賛成するものの、中期計画は意思決定のスピードが重要なため対象とすべきではない。	・評議員会が諮問機関であることを前提に、各法人が必要に応じて判断することが適切。	・学校法人の中で区別する場合、その理由を明確にすることが必要。 ・重要事項を特例とする必要はなく、全ての学校法人は同じ法的義務と責任を負うべき。	—	・非常事態における限定的な評議員会の権限とすべきであり、承認にとどめるべき。	—	・2 – 1 と同様。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
2－5．監事への請求権						
・賛成。	・評議員会は諮問機関であり、そのような権限は必要ないが、評議員が理事の違法行為等を発見した場合は、評議員会と監事の連携において、監事に権限行使を請求できることとすることに異論はない。	・差し支えないが、過度な請求権の発動により法人運営が阻害されないように配慮することが必要。	・法令違反等の解任事由がない場合など、むやみに解任や解任請求がなされないようにすべき。	・非常事態に限定すべき。	・賛成。監事と連携せず、評議員会が一義的に監事の権限を代行するのは行き過ぎ。	・先般の私学法改正で強化された監事の監督権限の検証を前提とすべきであり、評議員会の請求権を議論することは現時点で不要。
2－8．職員と評議員の兼職等の評議員就任の人数上限						
・職員と評議員の兼職は一定の上限設定が必要だが、寄附行為によって定めるべき。役員の近親者等の評議員の就任は不可とすべき。 ・役員の近親者等の評議員の就任は不可とすべき。	・現行が適切。透明性の確保の観点から、評議員の構成等をガバナンス・コード等で明記することが適切。	・職員と評議員の兼職は必要だが、人数の上限を設定することは検討の余地あり。役員の近親者等の評議員就任数は上限を加えてもよいが、寄附行為で定めることにすべき。 ・役員の近親者等の評議員就任数は上限を加えてもよいが、寄附行為で定めることにすべき。	・各学校法人がそれぞれの実情に応じて定めるべきであり、現行が適切。 ・現行法では利害関係がある事案について評議員は議決に加わることはできないため、理事の2倍を超える評議員数を求める必要はない。	・現行が適切。	・職員との兼職や役員の近親者の就任は認めつつ、上限を設定することが適切。ただし、実態を踏まえた上限割合の設定に配慮すべき。	・職員と評議員の兼職は健全な法人運営に資する意義があるが、第三者性や中立性を強めるのであれば、人数上限を設定することも許容。